

高等学校等就学支援金 (R7.7月~R8.6月分) オンライン申請の案内

e-Shienへのアクセス方法

✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます！

以下の①~③のいずれかの方法でアクセスしてください。

※Yahoo、Googleの検索エンジンでは検索できません。

- ① QRコードを読み込む →→→ →→→
- ② URLをアドレスバーに入力する。
→ <https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- ③ 沖縄県教育委員会HPよりアクセスする。



申請は[こちら](#)から

申請手順

1 ログイン 学校から配布されるID・パスワードを入力します。

※IDやパスワードは入学時に学校から配布されているものです。紛失した場合は学校へ問い合わせてください。

2 継続意向登録 支援継続を希望するか・しないかを選択します。保護者等に変更がある場合(離婚、死別、養子縁組による人数の変更、課税地の変更

収入状況提出方法の変更)は変更ありを選択してください。
※収入状況提出方法はマイナンバーカードを利用して自己情報を取得する方法ではなく**個人番号を入力する方法にすると次回以降の手続きが原則不要**になります。(裏面参照)

3 生徒情報の確認 学校で登録された内容を確認してください。

4 保護者情報の確認 入力されている内容を確認し、メールアドレスや電話番号に変更がある場合はこの画面で修正します。

それ以外の変更がある場合は「2 継続意向登録」からやり直す必要があります。申請を一旦中断し、学校へ問い合わせてください。

5 収入状況の登録 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出 確認事項をチェックし、「本内容で申請する」ボタンを押すと、申請完了です。審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※また、申請完了後は「臨時支援金意向登録」ボタンが表示されますので、引き続き「高校生等臨時支援金」の申請も行ってください(令和7年度のみ)。

※審査状況については、ホーム画面の「認定状況」で確認できます。「収入状況届」の審査状況が「審査中」になっていれば、申請が無事完了して審査を受けている状況です。



収入状況提出の方法

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。
前回登録した方法から変更する場合は、申請手順2「継続意向登録」で「①変更あり（②以外の理由）」を選択してください。

I 個人番号を入力する場合 ※個人番号はマイナンバーカード又は個人番号が記載されている住民票で確認できます

保護者等が個人番号を入力し、沖縄県が個人番号を利用して保護者等の課税情報を確認します。
次回以降の収入状況届の手続きが不要になります。



II 課税情報を提出する場合

保護者等がマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得して提出します。
個人番号を入力する必要はありませんが、毎年7月に収入状況届を行う必要があります。



留意事項

- ✓ 必ず**R7.7.23**までに申請してください。**申請しない場合は授業料が発生します。**
- ✓ 保護者等の変更（離婚、死別、養子縁組等）がある場合は必ず保護者情報の変更を行ってください。
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校へ連絡してください。
- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。

- 申請者向け利用マニュアル
- よくあるFAQ
- **オンライン申請の説明動画**

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



文部科学省HP